

消防長が定める大規模な屋外催しの要件について

平成26年 8 月 1 日消本告示第 1 号

島原地域広域市町村圏組合火災予防条例(昭和 46 年 4 月 30 日島原地域広域市町村圏組合条例第 20 号) 第 42 条の 2 第 1 項の規定により、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件は、島原地域広域市町村圏組合管内で開催されるもので、次のとおりとする。

- (1) 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催されるもの
- (2) 主催するものが出店を認める露店等の数が 100 店舗以上の規模の催しとして計画されているもの

附 則

この告示は、公表の日から施行する。